

愛称掲出工事について

1 承認工事申請について

(1) 承認工事申請とは

歩道橋に愛称を掲出する際には、道路管理者である愛知県に対して道路法第 24 条に基づいて「道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。

また、それとは別に所轄の警察署に道路交通法第 77 条第 1 項に基づいて道路使用許可申請を行い、許可を得る必要があります。（詳しくは所轄の警察署にご相談ください。）

(2) 申請先

県の出先機関である各建設事務所・支所に提出します。（別紙を参考に、歩道橋の存在する市町村を管轄する建設事務所・支所に提出してください。）

(3) 申請者

実際に工事をする施工業者が申請者になります。ネーミングライツパートナーではありません。

(4) 申請の時期

県からネーミングライツパートナー決定の連絡があれば申請可能です（ネーミングライツパートナー契約の締結前でも可能です。）。ただし、工事の施工日はネーミングライツパートナーの契約開始日以降としてください。

(5) 手続きに必要な期間

申請から承認まで 2 週間程度かかります。書類の不備があればさらに期間が長くなってしまいます。申請書類準備にも時間がかかると思われるので、施工業者の方は早めに各建設事務所・支所にお越しいただき、担当者と事前に相談するようにしてください。

(6) 必要書類

「道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書」の添付書類として、位置図、土地整理図の写し、平面図、構造等の詳細図、道路縦断図、道路横断図、仕様書、工事箇所の写真等が必要になります。歩道橋の図面等は各建設事務所・支所の担当者に相談の上、入手してください。詳しくは、各建設事務所・支所にお問い合わせください。

また、申請書の様式は各建設事務所のホームページからダウンロードできます。

2 工事の施工について

(1) 施工業者

県で業者の指定は行っておりません。県から特定の業者を紹介することもできません。お手数ですが、ネーミングライツパートナー自身で看板業者、土木業者、塗装業者等と直接契約してください。

パートナーと施工業者との間のトラブルについて、県は責任を負いません。

(2) 仕様

シールによる施工を推奨しています。仕様は以下のとおりです。

① 特性・・・高耐候性及び再剥離性を有し、施工性良好なもの

② 材料・・・住友スリーエム株式会社スコッチカルフィルム J シリーズ及び同等品以上
塗装による施工も可能です。その場合は、各建設事務所・支所にご相談ください。

(3) 経費

上記仕様のシール両面 2 箇所施工で約 30 万円、撤去も約 30 万円が費用の目安ですが、歩道橋の形態によりそれより高額になることがあります。

建設事務所名	管轄市町村	住所	電話番号
尾張建設事務所 維持管理課	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-4419
一宮建設事務所 維持管理課	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町	〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切 1-4	0586-72-1415
海部建設事務所 維持管理課	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	〒496-8533 津島市西柳原町 1-14	0567-24-2163
知多建設事務所 維持管理課	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	〒475-0828 半田市瑞穂町 2-2-1	0569-21-9074
西三河建設事務所 維持管理課	岡崎市、幸田町	〒444-0860 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-27-2757
西尾支所 管理課	西尾市	〒445-0073 西尾市寄住町下田 13	0563-56-0145
知立建設事務所 維持管理課	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市	〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺 124	0566-82-6463
豊田加茂建設事務所 維持管理課	豊田市（旧豊田市、旧藤岡町、旧小原村）、みよし市	〒471-0867 豊田市常盤町 3-28	0565-35-9326
足助支所 管理課	豊田市（旧足助町、旧旭町、旧稲武町、旧下山村）	〒444-2424 豊田市足助町岡田 3-1	0565-62-0047
新城設楽建設事務所 維持管理課	新城市	〒441-1354 新城市片山字西野畑 532-1	0536-23-8690
設楽支所 管理課	設楽町、東栄町、豊根村	〒441-2301 北設楽群設楽町田口字川原田 6-18	0536-62-1311
東三河建設事務所 維持管理課	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	〒440-0801 豊橋市今橋町 6	0532-52-1331

* 国道であっても県が管理している歩道橋についてはネーミングライツの対象になります。（国が管理している国道（1号、19号、22号、23号等）については、ネーミングライツの対象外になります。）

* 名古屋市内の歩道橋については、県道であっても名古屋市が管理しています。名古屋市でも歩道橋ネーミングライツ事業を行っていますので、名古屋市緑政土木局道路利活用課（052-972-2847）にお問い合わせください。